

四季防災館
展示リニューアル基本設計
業務委託仕様書

令和6年12月

富山県危機管理局
消防課

本仕様書は、富山県（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託して行う、「四季防災館展示リニューアル基本設計業務」（以下「本業務」という。）に適用し、本業務の作業方法、成果品の仕様及び提出方法等について定めるものである。

本仕様書に特に定めのない事項については、契約書及び関係法令等に基づき実施しなければならない。

第1章 総則

1 業務目的

四季防災館は富山の春夏秋冬の災害や自然の特徴の体験学習を通じて県民の防災に関する知識の普及及び防災意識の高揚を図る施設として平成24年に開館した。開館後の12年間において集中豪雨や土砂災害、そして令和6年元日に発生した能登半島地震等、日本全国で災害が発生している。そのような背景の中、四季防災館の展示情報の陳腐化や来館者数の低下などの課題に対する解決方針や今後の四季防災館のあるべき姿をまとめたリニューアル基本計画を令和6年11月に策定した。本業務はリニューアル基本計画の内容に基づいた展示基本設計を作成する。

2 業務の前提

本業務の前提は次のとおりとする。

- ・ 本業務終了後は展示実施設計施工業務を発注し、令和7年度中に完成・令和8年4月頃にリニューアルオープンを想定している。想定事業スケジュールに留意して業務を進める事。
- ・ 四季防災館のリニューアル基本計画を踏まえ、業務を進めること。
- ・ 展示実施設計施工業務の想定業務費用については、参加申込書の提出があった者等に別途通知する。
- ・ 想定業務費用に留意して業務を進める事。
- ・ 本業務の対象範囲は別紙のとおりとする。

3 履行期間

業務期間は、契約締結の日から令和7年4月30日（水）までとする。

4 業務管理

乙は、本業務の実施にあたり、適切な業務管理を行うとともに、適宜甲に作業進捗状況を報告するものとする。

5 必要書類の提出

乙は、委託契約締結後、本業務に着手する前に甲と十分な打合せを行い、次の書類を甲に提出し、承諾を受けるものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 配置技術者の届出書
- (3) 業務工程表
- (4) その他必要な書類

6 法令遵守等

本業務の実施期間を通じ、乙は、関係法令を遵守することはもとより、甲と常に密接な連絡をとり、適正に業務を遂行するよう努めるものとする。

7 疑義の協議

本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は甲乙協議のうえ、甲の指示に従うものとする。

8 貸与される資料

甲より貸与される資料等について、乙は、その重要性を認識したうえで破損、紛失等のないよう慎重に取扱い、使用後は速やかに甲に返却するものとする。

9 協議・打合せ

乙は、本業務の内容及び甲の意図を十分に理解し、手戻りの生じないように留意するとともに、必要に応じ甲と協議・打合せを行い、その議事録を作成し、協議・打合せ参加者の確認を得るものとする。

10 完了検査

乙は、本業務の完了後、定められた形式の成果品を速やかに提出し、甲の検査を受けるものとし、検査合格により業務の完了とする。

なお、成果品について甲より補足・修正の指示があった場合は、速やかに補足・修正を行い、甲の再検査を受けるものとする。

11 業務終了後の協力

乙は、本業務終了後においても、その内容や成果品について甲から照会があった場合又は第三者への技術的説明の依頼があった場合には、これに協力するものとする。

12 交渉

乙は、本業務を実施するにあたり、関係官庁及び関係団体と交渉を要する時又は交渉を受けた時は、遅滞なくその内容を甲に報告し、その指示を受けなければならない。

13 損害賠償

乙は、本業務実施中に、甲及び第三者に損害を与えた場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに甲にその状況を報告するものとし、損害賠償等が生じた場合は、乙において一切の処理を行うものとする。

14 契約不適合責任

乙は、本業務終了後であっても、乙の過失又は疎漏に起因する不良個所が発見された場合は、甲の指示により、必要な補足・修正を乙の負担により行うものとする。

15 情報の保護

乙は、本業務遂行中に知り得た情報を甲の許可なしに他に利用してはならない。

第2章 業務内容

本業務の業務内容は、下記に記載の内容を基本とし、提案内容等を踏まえ、甲の指示により決定する。

- (1) 展示コンセプトの検討
- (2) 全体的な構成、ゾーニング、動線計画、体験プログラムの検討
- (3) 展示基本設計図の作成
平面図・展開図・撤去範囲図及び各展示コーナー概要、グラフィック計画等で構成される展示基本設計図を作成する。
- (4) イメージパースの作成（各階1カット程度）
- (5) 展示実施設計施工費用の算出
- (6) 展示実施設計施工業務 工程計画の作成
本業務以降の実実施設計施工業務の工程計画を作成する。
本成果品をもって、甲にて施設の休館期間を設定する予定。
- (7) 展示保守管理費用の算出
施設開館後に必要となる展示保守に必要な概算を提示する。

第3章 成果品

1 成果品の数量及び形式

本業務の成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------------|----|
| (1) 展示基本設計図 | 2部 |
| (2) 展示実施設計施工費用 概算書 | 2部 |
| (3) 展示実施設計施工 工程計画書 | 1部 |
| (4) 展示保守管理費用 概算書 | 1部 |
| (5) 打合せ議事録 | 1部 |
| (6) 上記の電子データ（Word、PDF形式） | 1部 |
| (7) その他甲が必要と認めるもの | |

2 成果品の納入場所

乙が甲に提出する本業務の成果品の納入場所は、富山県危機管理局 消防課とする。

3 成果品の帰属

本業務の成果品は、すべて甲に帰属するものとし、乙は、甲の許可なく公表、貸与、使用してはならない。

第4章 設計対象範囲

下記方針は基本計画段階となるため、提案内容を踏まえた協議の上、設計対象範囲を定める予定となる。

展示アイテム名	方針
1階	
ガイダンスコーナー	新設 ※シンボル映像撤去想定。
シアター	既存映像システムについて耐用年数を超過しているため、現状の映像コンテンツを投影できるシステムに更新すること。
シアター (VR)	新設 (必要台数25台想定)
地震体験	耐用年数を超えた既存装置の機器更新と共に映像と連動した演出を付加する。
津波・液状化・避難所・情報コーナー	新設 現状の高齢者等助け合い体験・119番通報体験エリアを改修して整備する。
2階	
風雨体験	耐用年数を超えた既存装置の機器更新
流水体験	耐用年数を超えた既存装置の機器更新
都市型水害体験コーナー	新設
消火体験	耐用年数を超えた既存装置の機器更新
煙体験	現状維持
冬の災害コーナー	改修
○×クイズコーナー	新設
3階	
災害に備えるコーナー	新設
応急救護コーナー	現状維持

※農業用水路での転落事故防止の啓発に係る展示をいずれかのコーナーに含める。